

平成 30 年 9 月 28 日

お客さま 各位

益田信用組合

即時振込（当日振込）時間の拡大及び当座勘定規定の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合は、平成 30 年 10 月 9 日より、全銀システム（内国為替）の稼働時間が拡大されることとなり、平日夜間、土日祝日においても振込が可能となります。（※）

これにより、当組合では当座勘定規定に入金時限（15 時）を明記する改定を行いますので、お知らせいたします。この改定によるお取扱いの変更はございません。

なお、このお取扱いはすでにお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

（※）参加金融機関に限り、お振込み可能です。また、当組合システムでは、決済資金明確化のため、平日営業時間終了後（15 時）から当日中（0 時まで）は、当座預金への振込入金は原則として受付いたしません。

敬具

記

1. サービス取扱開始日

平成 30 年 10 月 9 日（火）15 時 20 分以降

2. 当座勘定規定の改定

振込時間の拡大にともない、以下の通り、当座勘定の支払資金にかかる入金時限を明記する改定（当座勘定規定（一般用）第 9 条（支払の範囲）、当座勘定規定（専用約束手形口用）第 10 条（支払の範囲））改定日：平成 30 年 10 月 9 日）をいたします。下線部が変更（追加）した箇所です。（変更部分のみ表示）

変更前	変更後
当座勘定規定 第 9 条（支払の範囲） 1 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 2 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。	当座勘定規定 第 9 条（支払の範囲） 1 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 <u>2 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15 時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u> <u>3</u> 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

以上

< 当件に関する問い合わせ >

事務部 ☎0576-25-3166